

2024年10月30日

一般社団法人北海道自然保護協会 会長 在田一則 様  
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 共同代表 糟谷奈保子・柿崎敦子 様  
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤言行 様  
日本野鳥の会札幌支部 支部長 猿子正彦 様

経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課  
国土交通省 港湾局 海洋・環境課

「石狩市沖海域洋上風車建設に係る法定協議会へ  
市民代表の参加を求める要望書」への回答

2023年12月20日に提出いただいた「石狩市沖海域洋上風車建設に係る法定協議会へ市民代表の参加を求める要望書」及び同要望書への回答を求める2024年9月3日付け送付文書につきまして、下記のとおり回答します。

記

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第9条に基づく協議会の構成員については、海域ごとに、国、関係都道府県知事や関係市町村長、関係漁業団体等の利害関係者や有識者を構成員として、促進区域の指定等の協議を実施しています。

再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の実施に当たっては、地域との共生に加え、環境面等にも配慮していくことが重要です。このため、洋上風力の実施海域については、地域の実情を把握している自治体の意向に基づいて検討を進めていくこととしており、その海域の利害関係者の範囲についても自治体の意向を踏まえ、検討していくこととなります。

上記構成員に貴団体を含めるかどうかについては、現在、北海道庁において地域の実情を踏まえた検討が進められているところと承知しています。

なお、騒音や景観等の環境への影響については、選定された発電事業者により、環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響配慮手続きが実施され、発電事業者は、その結果を踏まえて、適正な環境配慮を確保しながら、事業を進めていくこととなります。